

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-2 監督指針を巡るこれまでの経緯</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定</p> <p>中小・地域金融機関（注1）については、平成15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を踏まえ、平成16年5月、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が策定された。</p> <p>主要行については、「金融再生プログラム」（平成14年10月）等に基づき、平成17年3月末までに不良債権比率を半減させるという目標に向けた取組みを推進中であったことから、主要行向けの総合的な監督指針は、不良債権問題が終結した段階で、策定することとされた。</p> <p>その後、不良債権問題の正常化という目標が達成され、金融行政が不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を迎えたことを受けて、平成17年10月、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指し、主要行等（注2）を対象とした本監督指針</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-2 監督指針を巡るこれまでの経緯</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定</p> <p>中小・地域金融機関（注1）については、平成15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を踏まえ、平成16年5月、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が策定された。</p> <p>主要行については、「金融再生プログラム」（平成14年10月）等に基づき、平成17年3月末までに不良債権比率を半減させるという目標に向けた取組みを推進中であったことから、主要行向けの総合的な監督指針は、不良債権問題が終結した段階で、策定することとされた。</p> <p>その後、不良債権問題の正常化という目標が達成され、金融行政が不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を迎えたことを受けて、平成17年10月、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指し、主要行等（注2）を対象とした本監督指針</p>

改正後	現行
<p>が策定された。</p> <p>これらは、中小・地域金融機関及び主要行等の監督を担う金融庁及び財務局の職員向けの手引書として、金融監督の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理したものである。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 主要行等とは、いわゆる主要行及び <u>SBI 新生銀行</u>、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行を指す。</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－2－3 リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1 リスク管理共通編及び統合リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1－1 リスク管理の意義</p> <p>銀行は、財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、信用リスク、市場リス</p>	<p>が策定された。</p> <p>これらは、中小・地域金融機関及び主要行等の監督を担う金融庁及び財務局の職員向けの手引書として、金融監督の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理したものである。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 主要行等とは、いわゆる主要行及び <u>新生銀行</u>、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行を指す。</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－2－3 リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1 リスク管理共通編及び統合リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1－1 リスク管理の意義</p> <p>銀行は、財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、信用リスク、市場リス</p>

改正後	現行
<p>ク、流動性リスクはもとよりオペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスクを含む。）についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、以下で述べる「統合リスク管理」の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>Ⅲ－２－３－１－３ リスク管理に共通する主な着眼点</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 取締役会等は、リスク管理文化の醸成に向けて指導的な役割を果たしているか。例えば、役職員はリスク管理の重要性を十分に認識しているか。また、例えば心理的安全性（一人ひとりが不安を感じることなく、安心して発言・行動できる場の状況や雰囲気）が確保されている、迅速な情報共有・率直な意見交換が根付いているなど、健全で風通しの良い企業文化が醸成されているか。</u></p>	<p>ク、流動性リスクはもとより事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、以下で述べる「統合リスク管理」の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>Ⅲ－２－３－１－３ リスク管理に共通する主な着眼点</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="174 212 1086 343"><u>(参考) 「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(平成30年10月)</u></p> <p data-bbox="156 403 862 438"><u>Ⅲ-2-3-7 オペレーショナル・リスク管理</u></p> <p data-bbox="156 499 548 534"><u>Ⅲ-2-3-7-1 意義</u></p> <p data-bbox="156 595 1108 1157"><u>オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、機能しないこと又は外生的な事象により損失が生じるリスクをいい、例えば、業務上の事務ミス、システム障害(サイバー攻撃によるものを含む。)、自然災害、マネー・ローンダリング等の不正に係る懲罰、違約金等の発生するリスクを含む。オペレーショナル・リスクのサブリスク・カテゴリーには、事務リスク(金融機関の役職員が正確な事務を怠ること、又は事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスク)やシステムリスクがある。金融機関は当該リスクに係る役職員の人事管理を含むオペレーショナル・リスク管理態勢を適切に整備し、オペレーショナル・リスクを適切に管理していくことが重要である。</u></p> <p data-bbox="156 1217 638 1252"><u>Ⅲ-2-3-7-2 主な着眼点</u></p> <p data-bbox="174 1313 772 1348"><u>(1) オペレーショナル・リスク管理態勢</u></p>	<p data-bbox="1153 403 1254 438"><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>① <u>取締役会等は、適切なオペレーショナル・リスク管理態勢の確立に主体的に関わり、定期的に点検しているか。特に、主要な商品や業務プロセス、システムに内在するオペレーショナル・リスクを特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、削減・移転するための戦略を策定しているか。</u></p> <p>② <u>取締役会等は、3線防衛態勢等（例えば、オペレーションの実行部門、リスク管理部門、内部監査部門）を用いつつ、十分に牽制機能が発揮されるよう、オペレーショナル・リスク管理に関する方針、報告・モニタリングの体制、役職員のインセンティブ設計、リスク管理と倫理規範に関する教育・研修体制を整備しているか。また、事務やオペレーショナル・リスク管理態勢に係る諸規程が明確に定められているか。</u></p> <p>③ <u>取引時確認事務、疑わしい取引の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全行的な法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。</u></p> <p>(2) <u>内部監査態勢</u>  <u>内部監査部門は、オペレーショナル・リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。</u></p> <p>(3) <u>組織横断的なリスク管理態勢</u>  ① <u>リスク管理を担う部門は、営業店におけるオペレーショナル・リスク管理態勢のチェック、外部委託先及びサービス連</u></p>	

改正後	現行
<p><u>携先を含む重要なサードパーティ等（注）への依存度の管理を含め、組織横断的なリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（注）サードパーティ等は、Ⅲ－３－３－４及びⅢ－３－７－１－２（８）に規定する外部委託業務（２段階以上の委託を含む。）を行う外部委託先、調達先及びサービス連携先等をいう。このうち、重要なサードパーティ等は、Ⅲ－３－６－１に規定する重要な業務の耐性度での提供に必要な不可欠なものをいう。</u></p> <p><u>② システムリスク管理、変更管理（IT システム等の更新に係るプロセスに対する管理）及び業務継続体制（BCM）等を含め、他のリスク管理等のための枠組みと統合的にオペレーショナル・リスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（４）営業拠点に関する事務管理</u></p> <p><u>① 職員の派出の取扱い</u></p> <p><u>派出とは、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣し、当該施設主体のために、金銭出納事務を行うことをいい、官公庁、公営住宅団地、総合病院等の公共性のある施設内において公金等の金銭出納事務に限った事務を行っている限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができるが、やむを得ず預金等の取次行為と同様の行為を行う場合は、次の点に留意し、必要最小限度にとどめることとしているか。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>イ. 取次を行う対象とする者は、当該派出先の施設に所属する職員及び当該派出先の施設をもっぱら利用する者に限られているか。</u></p> <p><u>ロ. 取次行為を行うに当たっては、金銭や通帳の預り証等を発行するなど事故防止について万全を期しているか。</u></p> <p><u>② 内部事務等を行う施設の取扱い</u></p> <p><u>顧客先に出向いて営業活動を行う職員の内部事務等を行うために設置された施設などは、当該施設において恒常的に対顧客業務を行わない限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができるが、顧客が当該施設を営業所と誤認しないような措置を講じているか。</u></p> <p><u>③ 営業所の設置、位置変更の取扱いについて</u></p> <p><u>法第8条第1項に規定する営業所の位置変更の届出は、所在地の変更を伴う位置変更について提出すればよいことに留意する。また、既存の営業所の一部の部門（例えば、銀行の固有業務を一部行っているディーリングルームや法人営業部門など）を分離し、新たに当該部門の業務を営む営業所を（所在地の変更を伴って）設置しようとする場合には、同項に規定する営業所の設置の届出が必要であることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－２－３－７－３ 監督手法・対応</p>	

改正後	現行
<p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、オペレーショナル・リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p>	
<p>Ⅲ－3 業務の適切性等</p>	<p>Ⅲ－3 業務の適切性等</p>
<p>Ⅲ－3－6 オペレーショナル・レジリエンスに関する態勢整備</p>	<p>Ⅲ－3－6 事務リスク</p>
<p>Ⅲ－3－6－1 意義</p>	<p>Ⅲ－3－6－1 意義</p>
<p><u>オペレーショナル・レジリエンスとは、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等を含む事象が発生しても、金融機関が重要な業務（注1）を、最低限維持すべき耐性度（注2）において、提供し続ける能力をいう。</u></p>	<p><u>事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る役職員の人事管理を含む内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</u></p>
<p><u>ITシステムやサードパーティ等（注3）への依存の高まり、感染症の拡大、サイバー攻撃や大規模な自然災害の増加などの近年の急速な環境変化等を踏まえると、未然に事故や障害を防ぐための体制整備及び特定のリスク事象を想定した対応計画の策定等のみでは、重要な業務を提供し続ける能力を十分に確保することができないおそれが増大している。そのため、未然防止策を尽くしてもなお、業務中断が生じ得ることを前提に、既存のガバナンス体制（注4）</u></p>	

改正後	現行
<p><u>を活用し、オペレーショナル・レジリエンスに係る方針を整備することが有益である。</u></p> <p><u>国際的な議論の動向（注5）を踏まえ、国内外の金融システム及び顧客に与える影響に鑑み、特に、主要行等又は国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）においてオペレーショナル・レジリエンスの確保に留意する必要がある。</u></p> <p><u>オペレーショナル・レジリエンスの確保については、各金融機関において、自らの規模や特性、業務の重要度、顧客への影響等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・画一的な対応が求められているものではないことに留意する必要がある。</u></p> <p><u>（注1）本節における「重要な業務」とは、その中断が金融システムの安定や顧客の日常生活に著しい悪影響を生じさせるおそれのある金融サービスをいう。金融機関が重要な業務を特定する際には、顧客目線で、既存のBCPや、秩序ある処理等において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための対応（Ⅲ-11-4）において特定したクリティカル・ファンクション（グループ外の第三者に提供される業務であって、その停止が金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある業務を指す。）を活用することが想定される。具体的には、当該業務の中断又は不具合が金融システムの機能の維持に与える影響や、当該金融機関の規模、サービスの市場シェア・顧客数・利用頻度、当該金融機関の収益や市場での信認、他の金融機関による代替可能性等を考慮することが</u></p>	

改正後	現行
<p><u>想定される。例えば、BCMにおける「金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務」(Ⅲ-8-2(2))として例示されている、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理、個人に対する現金払出や送金依頼の受付、手形交換等が該当しうる。</u></p> <p><u>(参考) 金融庁「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」(2023年4月)</u></p> <p><u>(参考) 金融安定理事会「クリティカル・ファンクションの特定に関するガイダンス」(2013年7月)</u></p> <p><u>(注2)「重要な業務」の「耐性度」は、典型的にはBCPにおいて設定する業務中断時の目標復旧時間と重なるが、それ以外にも、金融システムへの影響や顧客目線で生活への影響を一定の範囲内に収める観点から、業務中断が生じる範囲、影響を受ける取引数、取引額及び顧客数(例えば、業務中断時の顧客からの苦情数)なども考慮要素となりうる。</u></p> <p><u>(注3) サードパーティ等は、Ⅲ-3-3-4及びⅢ-3-7-1-2(8)に規定する外部委託業務(二段階以上の委託を含む)を行う外部委託先、調達先及びサービス連携先等をいう。このうち、重要なサードパーティ等は、重要な業務の耐性度での提供に必要不可欠なものをいう。</u></p> <p><u>(注4) ここでいう既存のガバナンス体制とは、例えば、Ⅲ-1 経営管理(ガバナンス)、Ⅲ-2-3 リスク管理(特にⅢ-2-3-7 オペレーショナル・リスク管理)、Ⅲ-3 業務の適切性等(特にⅢ-3-1 法令等遵守(特に重要な事</u></p>	

改正後	現行
<p><u>項)、Ⅲ-3-3-4 外部委託、Ⅲ-3-7 システムリスク及びⅢ-3-10 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント)、Ⅲ-8 業務継続体制（BCM）及びⅢ-11 秩序ある処理等の円滑な実施の確保等に規定する体制をいう。</u></p> <p><u>(注5) バーゼル銀行監督委員会「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」(2021年3月)及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」(2021年3月)</u></p> <p>Ⅲ-3-6-2 主な着眼点</p> <p><u>(1) 取締役会等は、オペレーショナル・レジリエンスの観点から重要な業務を特定しているか。</u></p>	<p>Ⅲ-3-6-2 主な着眼点</p> <p><u>(1) 事務リスク管理態勢</u></p> <p><u>① 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。</u></p> <p><u>② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。</u></p> <p><u>③ 事務部門は、十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。</u></p> <p><u>また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。</u></p> <p><u>④ 取引時確認事務、疑わしい取引の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全行的な法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。</u></p>

改正後	現行
<p>(2) 取締役会等は、リスク選好度（リスクアペタイト）を設定した上で、重要な業務と特定した金融サービスについて、未然防止策を尽くしてもなお、業務中断が必ず生じることを前提に最低限維持すべき水準を「耐性度」として設定しているか。例えば、業務中断時の復旧時間、業務中断が生じる範囲、影響を受ける取引数、取引額及び顧客数等を考慮要素としているか。</p>	<p>(2) 内部監査態勢 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。</p>
<p>(3) 取締役会等は、上記（1）の重要な業務の耐性度での遂行に必要な社内外の経営資源を特定しているか。具体的には、取締役会等は、必要な専門性を持った役職員を採用・配置し、適切な予算、施設及びシステムを確保しているか。また、取締役会等は、サードパーティ等の社外の経営資源も含めて、上記の重要な業務の耐性度での遂行に必要な経営資源の相互連関性や相互依存度を特定・マッピングしているか。</p>	<p>(3) 営業店のリスク管理態勢 事務部門は、営業店における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。</p>
<p>(4) 取締役会等は、極端だが起こり得るシナリオを想定した分析や訓練を通じて、リスク選好度、重要な業務、耐性度、必要な経営資源に関する設定及び配分が適切であるかを定期的かつ組織横断的に検証し、必要に応じて見直しや追加的措置を講じているか。</p>	<p>(4) 営業拠点に関する事務管理 ① 職員の派出の取扱い 派出とは、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣し、当該施設主体のために、金銭出納事務を行うことをいい、官公庁、公営住宅団地、総合病院等の公共性のある施設内において公金等の金銭出納事務に限った事務を行っている限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができるが、やむを得ず預金等の取次行為と同様の行為を行う場合</p>

改正後	現行
<p>Ⅲ－３－６－３ 監督手法・対応</p>	<p>は、次の点に留意し、必要最小限度にとどめることとしているか。</p> <p>イ. <u>取次を行う対象とする者は、当該派出先の施設に所属する職員及び当該派出先の施設をもっぱら利用する者に限られているか。</u></p> <p>ロ. <u>取次行為を行うに当たっては、金銭や通帳の預り証等を発行するなど事故防止について万全を期しているか。</u></p> <p>② <u>内部事務等を行う施設の取扱い</u>  <u>顧客先に出向いて営業活動を行う職員の内部事務等を行うために設置された施設などは、当該施設において恒常的に対顧客業務を行わない限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができるが、利用者が当該施設を営業所と誤認しないような措置を講じているか。</u></p> <p>③ <u>営業所の設置、位置変更の取扱いについて</u>  <u>法第8条第1項に規定する営業所の位置変更の届出は、所在地の変更を伴う位置変更について提出すればよいことに留意する。また、既存の営業所の一部の部門（例えば、銀行の固有業務を一部行っているディーリングルームや法人営業部門など）を分離し、新たに当該部門の業務を営む営業所を（所在地の変更を伴って）設置しようとする場合には、同項に規定する営業所の設置の届出が必要であることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－３－６－３ 監督手法・対応</p>

改正後	現行
<p>検査結果、不祥事件等届出書等により、<u>オペレーショナル・レジリエンス</u>に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>Ⅲ－８ 業務継続体制（BCM）</p> <p>Ⅲ－８－２ 平時における対応</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①（略）</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</p> <p>（参考）想定される危機の事例</p> <p>イ．・ロ．（略）</p> <p>ハ．事故（大規模停電、<u>システム障害</u>等）</p> <p>ニ．（略）</p>	<p>検査結果、不祥事件等届出書等により、<u>事務リスクの管理態勢</u>に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>Ⅲ－８ 業務継続体制（BCM）</p> <p>Ⅲ－８－２ 平時における対応</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①（略）</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</p> <p>（参考）想定される危機の事例</p> <p>イ．・ロ．（略）</p> <p>ハ．事故（大規模停電、<u>コンピュータ事故</u>等）</p> <p>ニ．（略）</p>

改正後	現行
<p>ホ. 対企業犯罪（<u>サイバー攻撃、脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等</u>）</p> <p>ヘ. ～チ. （略）</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（3） （略）</p>	<p>ホ. 対企業犯罪（<u>脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等</u>）</p> <p>ヘ. ～チ. （略）</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>（3） （略）</p>
<p>VI 外国銀行支店の監督</p>	<p>VI 外国銀行支店の監督</p>
<p>VI-2 主な着眼点</p>	<p>VI-2 主な着眼点</p>
<p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（1）・（2） （略）</p>
<p>（3） リスク管理態勢の整備</p> <p>① <u>信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスクを含む。）</u>といった各種リスクについて、支店の業務運営実態に即した管理体制が整備されているか。また、本店による当該リスク管理に係る適切かつ十分な監督及びモニタリングが実施されているか。</p>	<p>（3） リスク管理態勢の整備</p> <p>① <u>信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク</u>といった各種リスクについて、支店の業務運営実態に即した管理体制が整備されているか。また、本店による当該リスク管理に係る適切かつ十分な監督及びモニタリングが実施されているか。</p>
<p>②～④ （略）</p>	<p>②～④ （略）</p>
<p>（4）～（11） （略）</p>	<p>（4）～（11） （略）</p>

改正後	現行
<p>Ⅶ 銀行業への新規参入の取扱い</p> <p>Ⅶ－１ 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等</p> <p>Ⅶ－１－４ 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態にかんがみ、金利リスク、<u>オペレーショナル・リスク</u>等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン（収益性）も期待できないことから、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。</p> <p>(2) 免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点</p> <p>① 免許審査において確認すべき事項</p> <p>イ. 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態にかんがみ、金利リスク、<u>オペレーショナル・リスク</u>等のリス</p>	<p>Ⅶ 銀行業への新規参入の取扱い</p> <p>Ⅶ－１ 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等</p> <p>Ⅶ－１－４ 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態にかんがみ、金利リスク、<u>事務リスク</u>等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン（収益性）も期待できないことから、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。</p> <p>(2) 免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点</p> <p>① 免許審査において確認すべき事項</p> <p>イ. 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態にかんがみ、金利リスク、<u>事務リスク</u>等のリスク特性に見合っ</p>

改正後	現行
<p>ク特性に見合った自己資本となっているか、ALM管理（資産負債管理）等のリスク管理が適切に行われるような体制となっているか。</p> <p>□.・ハ. (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>た自己資本となっているか、ALM管理（資産負債管理）等のリスク管理が適切に行われるような体制となっているか。</p> <p>□.・ハ. (略)</p> <p>② (略)</p>